

立山町サテライトオフィス設置条例

(趣旨)

第1条 地域に密着する新たな産業活動を創出し、地域経済の活性化を図るため、立山町サテライトオフィス（以下「サテライトオフィス」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 サテライトオフィスの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 立山町サテライトオフィス

位置 立山町寺田 420 番地

(事業)

第3条 サテライトオフィスは、次に掲げる事業を行う。

- (1) テレワークを推進するための施設、設備等の提供に関すること。
- (2) 情報通信技術を活用した起業・就労機会の拡大に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める事業

(管理)

第4条 町長は、サテライトオフィスを常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

(使用許可)

第5条 別表第1に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 町長は、前項の許可に、管理上必要な条件を付することができる。

(会員登録)

第6条 別表第2に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ会員登録を行わなければならない。

(使用期間)

第7条 別表第1に掲げる施設の使用は3年以内とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、2年を越えない範囲で使用期間を延長することができる。

(許可等の制限)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、サテライトオフィスの使用の許可又は会員登録をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 立山町暴力団排除条例（平成24年立山町条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者であるとき。

- (3) 公租公課を滞納しているとき。
- (4) 施設を破損し、滅失し、又は著しく汚損するおそれがあるとき。
- (5) その他サテライトオフィスの管理上支障があるとき。

(目的外使用等の禁止)

第9条 第5条第1項の許可を受けた者又は第6条の会員登録を行った者（以下「使用者」という。）は、第3条に定める事業以外を目的としてサテライトオフィスを使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第10条 使用者は、使用する施設に応じて別表第1及び別表第2に定める使用料を町に納付しなければならない。

2 別表第1に掲げる施設の利用者は、使用許可を受けた区分の電気使用量が規則で定める値を越えたときは、追加の使用料を町に納付しなければならない。

3 町長は、公益上必要があると認めるときは、第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第11条 すでに納付された使用料は、返還しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用許可の取消し等)

第12条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、サテライトオフィスの使用の許可若しくは会員登録を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。この場合において、使用者に損害が及ぼすことがあっても、町は賠償の責めを負わない。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反し、又は町長の指示に従わないとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により使用の許可又は会員登録を受けたとき。
- (3) 第5条第2項の条件に違反したとき。
- (4) 第8条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(原状回復)

第13条 使用者は、その使用を終了したとき、又は第12条各号に定める使用許可の取消し等があったときは、当該使用場所を直ちに原状に回復しなければならない。

2 町長は、前項の規定により直ちに原状に回復されないと認めるときは、使用者の物品を移動及び処分し、並びにそれらに要した費用を当該使用者に請求

することができる。

- 3 前項の規定により、使用者の物品を移動及び処分した場合において、当該使用者に損害が生じても、町は賠償の責めを負わない。

(損害賠償等)

第14条 使用者は、故意または過失により施設、設備等を破損し、又は滅失させたとき、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第15条 町長は、サテライトオフィスの運営管理上必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にサテライトオフィスの管理を行わせることができる。

- 2 前項の場合における第3条から第5条まで、第7条、第8条、第10条第3項、第11条、第12条、第13条第2項並びに第14条の規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第16条 前条第1項の規定により指定管理者にサテライトオフィスの管理を行わせる場合に当該指定管理者行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) サテライトオフィスの維持管理に関する業務
- (2) サテライトオフィスの受付及び使用の許可等に関する業務
- (3) その他町長が必要と認める業務

(その他)

第17条 この条例に定めるもののほか、サテライトオフィスの管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年3月1日から施行する。

(使用料に係る特例措置)

- 2 第10条の規定にかかわらず、この条例の施行日から令和4年3月31日までの間の使用料は、無料とする。

別表第1（第5条、第7条、第10条関係）

（単位：円）

施設等の区分	使用料の区分	使用料
レンタルオフィスA	1月あたり	55,000
レンタルオフィスB	1月あたり	30,000
レンタルオフィスC	1月あたり	30,000
レンタルオフィスD	1月あたり	30,000
レンタルオフィスE	1月あたり	30,000

別表第2（第6条、第10条関係）

（単位：円）

施設等の区分	使用料の区分	使用料
コワーキングスペース	1日あたり	500